

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ) 当町のハザードマップによると、当会が立地する地域の浸水は想定されていないが、当町役場においては 0.5m 未満の浸水が想定されている。浸水が想定される地域は、主に広川、長延川周辺となり最大 3.0m 程度と想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ) 上広川地区での山間地については、急傾斜地危険箇所や土石流危険渓流の指定が集中した地区である。立地は少ないものの建設業や飲食業、小売業などが分布している。

(地震：J-SHS) 北に水縄断層帯、西に佐賀平野北縁断層帯を配する当町であるが、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強の地震が今後 30 年間で発生する確率は 20%、震度 6 強が発生する確率は 0.4% と予測されている。

(その他) 台風災害において、広川・長延川流域では、これまでも度々水害に見舞われてきた。治水工事により改善が図られてきたものの、近年の気象状況の激化を鑑みると、これら災害への備えの普及啓蒙は必至である。

(感染症) 新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 745 人 (R3 年経済センサス)

・小規模事業者数 581 人

【内訳】

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	業種	商工業者数	小規模事業者数 (概数)	備考
商工業者	製造業	101	79	中・下広川地区に集積
	建設業	72	56	地区問わず広く分布
	小売卸業	183	142	中広川地区に集積
	サービス業	185	144	中広川地区に集積
	その他	204	160	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	備考
防災計画の策定	H7 年 3 月策定。H26.9 月改定、H27.10 月改定、R6.3 月改定。
防災訓練の実施	八女地区総合防災訓練が隔年実施。行政区主体で年 1 回実施。
防災備品の備蓄	行政区自主避難所 33 カ所。 備蓄：食料 1 人当たり 1 日分、毛布、発電機 等

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策周知
- ・事業継続力強化計画の策定支援
- ・防災備品の備蓄
- ・行政が実施する防災訓練の参加及び協力
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険加入促進
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携したリスク分析と BCP 策定支援

II. 課題

- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが未整備
- ・平時・緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不十分
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄
- ・リスクファイナンス対策として保険・共済に対する助言を行える人員が不十分

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害や感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、当会と当町との間における連絡を円滑に行うために、協力体制の構築と情報連絡ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・リスクファイナンス対策として保険共済に対する助言を行える人材を育成する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・広川町地域防災計画等との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招集し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・当会は、令和元年 10 月に事業継続計画を策定し、令和 5 年 9 月に改訂している。
(詳細は別添参照)

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ下記の損害保険会社及び会員事業所(保険会社)に必要な応じて専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを開催する。

連携先	目的	具体的内容
東京海上日動火災保険株式会社	小規模事業者に対する災害リスクの周知	面談・ヒアリングを行い災害リスクを調査する
	B C P 策定	「B C P かんたんナビ」による B C P 策定
福岡県火災共済協同組合	小規模事業者に対する災害リスクの周知	地震補償特約・休業共済等に対する周知 PR

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・事業者の B C P 取組状況の確認
- ・毎月開催している広川町、広川町商工会定例会議（構成員：当町、当会）を開催し、取組状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（豪雨災害等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、広川町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

[豪雨における例]

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災するなどにより応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模被害あり	・地区内の 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大木大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害あり	・地区内の 1 % 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大木大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1 週間	1 日 2 回共有
2 週間～1 か月	1 日 1 回共有
2 か月後	2 日に 1 回共有

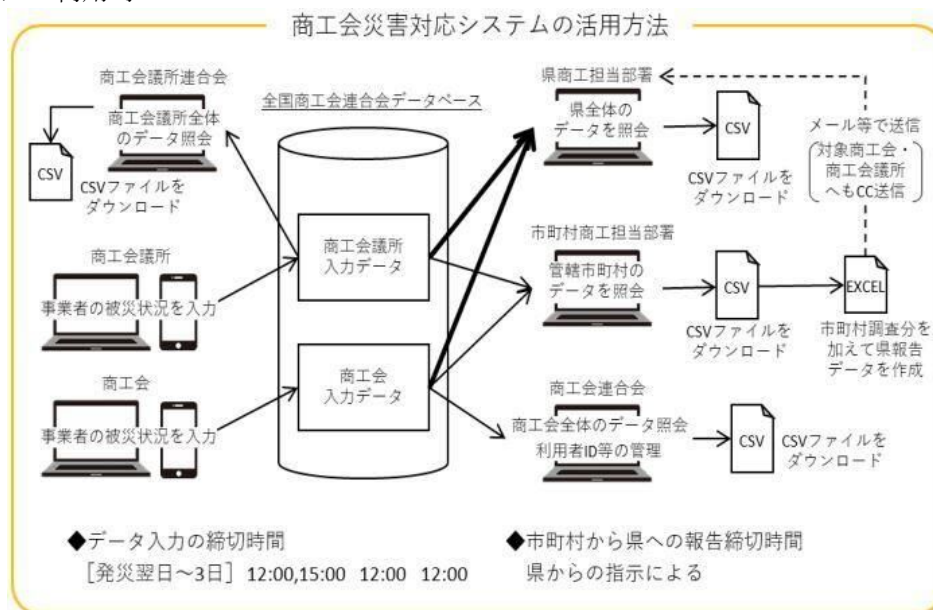
- ・当町で取りまとめた行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災後における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当町より福岡県へ報告する。

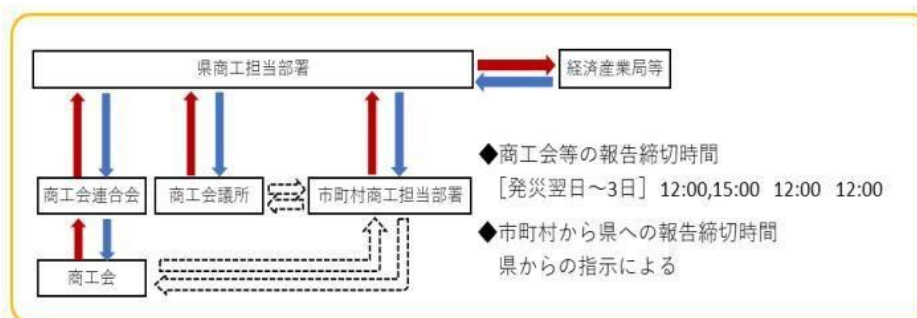
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、広川町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対策システムが利用できない場合は、メールまたはFAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12：00 と 15：00、2 日目の 12：00、3 日目の 12：00 とし、発災時、県から指示があった場合、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 1
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (※傷亡被害は不要)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、設備の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入例	○○県○○市○○区-○	—	株式会社○○製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	新築・増築被害に該当しない場合は、 被害を受けた建物等に被害を加える場合は、 被害額・被害箇所を併記してください。 変更が無い場合は、 変更が無い場合は、
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※新築・増築被害に該当しない場合は、被害額を記載してください。
※用途が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に被害を受けている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の増減や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、広川町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

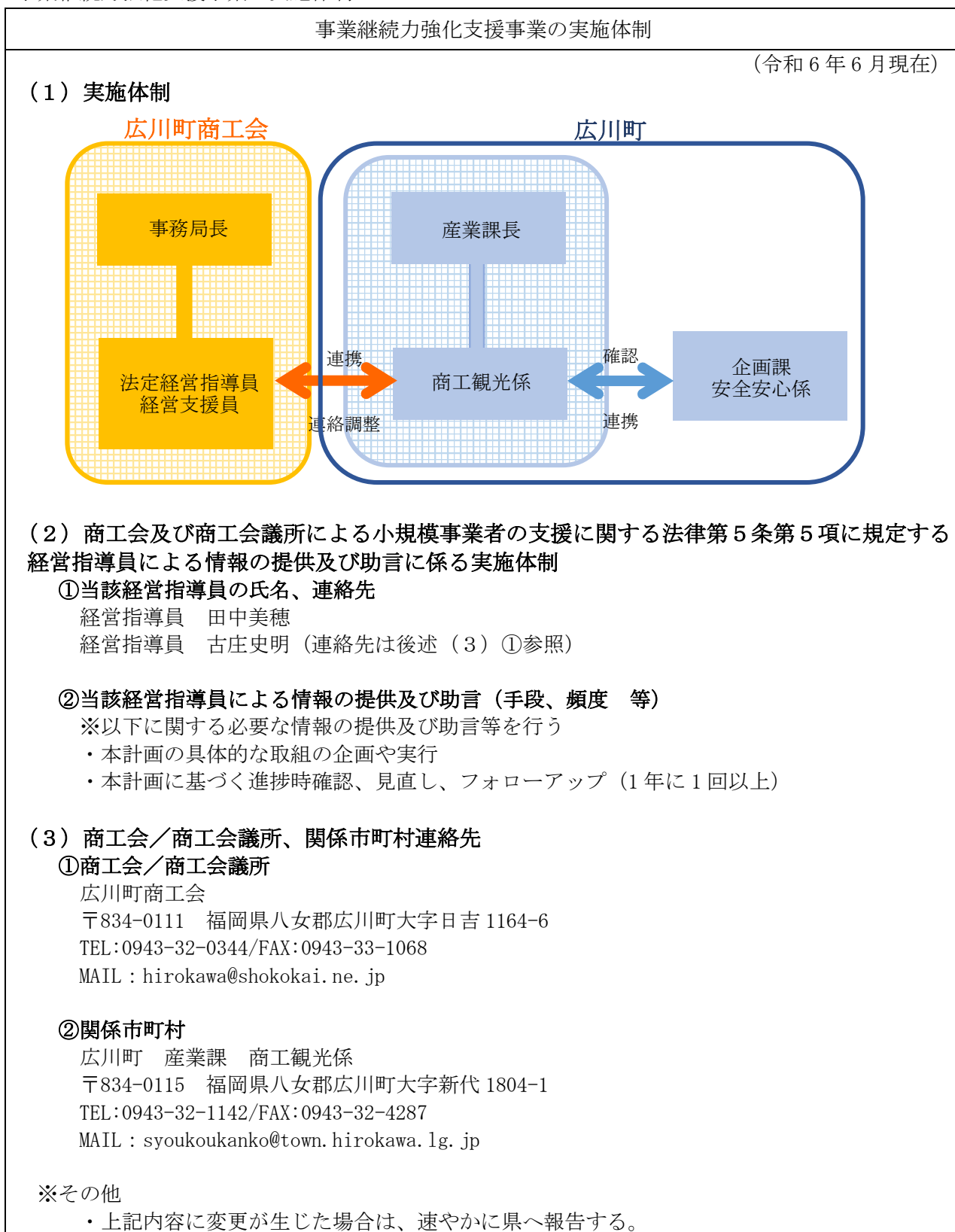
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに 県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	374	374	374	374	374
専門家派遣費	198	198	198	198	198
協議会運営費	11	11	11	11	11
セミナー開催費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、広川町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
①東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 〒812-8705 福岡県福岡市博多区綱場町 3-3 福岡東京海上日動ビル ②福岡県火災共済協同組合 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8F TEL : 092-622-8071	
連携して実施する事業の内容	
「＜ 1. 事前の対策＞ 3) 関係団体等との連携」において連携し実施する。事業内容は下記の通り。 ①東京海上日動火災保険株式会社 ・代理店を通して小規模事業者にも面談・ヒアリングを行い災害リスクを調査する ・保険の見直しを含めリスクマネジメントの助言を行う ・「BCPかんたんナビ」を活用したBCP策定支援を行う ②福岡県火災共済協同組合 ・共済加入者に対し地震補償特約・休業共済等に対する必要性の周知啓蒙を行う ・巡回に同行しリスク診断を行う	
連携して事業を実施する者の役割	
①東京海上日動火災保険株式会社 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・BCP策定支援 ②福岡県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知	
連携体制図等	
① ②	